

医療法人制度改革

社会医療法人の税制

法人税・地方税等

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所所長 松田紘一郎

社会医療法人の税制のうち、固定資産税、都市計画税、不動産取得税については、本稿執筆時点（2009年1月8日）では法律、施行令などが明らかにされていません。厚生労働省「09年度税制改正の概要」によつており、法人税については、以下に示します。

社会医療法人の法人税

2008年度から都道府県が新たに見直す医療計画に基づき、地域において確保が困難な医療を担う社会医療法人について、次の措置が講ぜられます。

①医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人を、法人税法別表第2の公益法人等に加え、医療保健業（附帯業務を除く）

が収益事業の範囲から除外されます（法人税法第2条第6号）。これにより医療保健業は、非課税となります。

②各事業年度の所得に対する法人税率は22%となります（法人税法第66条第3項）。この税率が適用されるのは、附帯業務と収益業務です（08年4月1日以後開始の事業年度から適用）。

③一般寄附金の損金算入限度額は、次のいずれか多い金額とされます（法人税法施行令第73条第1項第3号。08年4月30日以後に終了する事業年度から適用）。

・当期の所得金額×100分の50相当額
・200万円×当期の月

数/12

なお、社会医療法人がその収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業にかかる寄附金とみなされます（法人税法第37条第5項。08年12月1日以後に支出する金額について適用）。

④社会医療法人の認定を受けた場合には、法人の解散および設立があったものとみなされます。また、認定の取り消し等により普通法人に移行する場合には、その累積所得金額および累積欠損金額をその移行日の属する事業年度の所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されます（法人税法第10条の3、同第64条の4、

表 社会医療法人の非課税措置
（厚生労働省「09年度税制改正の概要」より一部抜粋）

<p>1 安心と希望の医療の確保</p> <p>(1) 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る非課税措置の創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）</p> <p>地域の救急医療、へき地医療、産科・小児科医療などを守るため、都道府県の医療計画に基づき特に地域で必要な医療の提供を担う社会医療法人について、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））を行う病院及び診療所に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とする措置を講ずることとされた。</p> <p>*救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所については、有料駐車場等を除き、全体が非課税とされた。救急医療等確保事業を行っていない病院又は診療所は非課税措置の対象とならない。</p> <p>(2) 医療関係者の養成所に係る非課税措置の創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に限る。）、社会医療法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会並びに国家公務員共済組合及びその連合会が設置する助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科技工士及び歯科衛生士の養成所の固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、非課税とする措置を講ずることとされた。</p>	<p>法人税法附則第13、第20）。</p> <p>〔注〕社会医療法人への移行は、08年4月30日後、普通法人への移行は同年4月30日以後に該当する場合に適用されます。</p> <p>固定資産税等の非課税措置</p> <p>厚生労働省が2008年12月に公表した「09年度税制改正の概要」のうち、社会医療法人については表のとおりです。これは、社会医療法人が行う、次の事業の施設について、非課税措置を講ずるものです。</p> <p>①救急医療確保等5事業を行っている病院または診療所の全体について、固定資産税、都市計画税、不動産取得税が非課税。ただし、有料駐車場等は除く。</p> <p>②看護師等養成所について固定資産税、都市計画税、不動産取得税が非課税。</p> <p>なお、地方税については、施行時期は明示されていませんが、09年4月1日の保有または取得からの施行とされます。</p>
---	---